

## 豊田市博物館ロケーション撮影取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市博物館（以下「博物館」という。）におけるロケーション撮影が、適正かつ円滑に行われるために必要な事項を定める。

### (撮影種別、場所、日時)

第2条 対象となる撮影種別等は別表1のとおりとする。ただし、申請内容により、歴史文化の振興や博物館のパブリックリレーションズに資すると認められ、かつ施設管理上支障がないと判断されるときは、この限りではない。

### (申請手続)

第3条 博物館においてロケーション撮影の許可を受けようとする者は、次に掲げる書類を、撮影予定日の3週間前までに豊田市博物館施設管理者（以下「施設管理者」）へ提出しなければならない。

- (1) 豊田市博物館ロケーション撮影許可申請書（様式第1号）
- (2) 豊田市博物館 撮影に関する確認書（様式第2号）
- (3) 撮影に係る企画書等の資料類

### (撮影許可)

第4条 施設管理者は申請書を受領後、5日以内に撮影の可否等について申請者へ通知する。

### (撮影の条件)

第5条 撮影の許可に当たっては、次の条件を付すものとする。

- (1) 許可を受けた内容（撮影目的、日時、場所、人数等）の範囲内で行うとともに、博物館職員の指示に従うこと。
- (2) 撮影場所については、必要に応じて事前に養生し、撮影後は原状回復すること。  
万が一、撮影者の過失において、資料や施設等に傷や破損、変色、付着等が認められたときは、博物館職員の指示により、撮影者の責任と負担で原状回復すること。
- (3) 資料から離れた場所で撮影し、資料には触れないこと。
- (4) 撮影に要する資機材や電源（バッテリー等）は撮影者が用意すること。
- (5) 来館者の迷惑（観覧や通行の妨げ等）にならないよう注意すること。
- (6) 定められた場所以外で飲食を行わないこと。
- (7) 博物館の敷地内で喫煙を行わないこと。

- (8) 撮影者が持ち込んだもの（ごみ等を含む。）はすべて持ち帰ること。
- (9) 撮影に関して著作権等の法令上の問題が生じた場合は、すべて撮影者が責任を負い、処理すること。
- (10) 成果物には、クレジットとして「撮影協力：豊田市博物館」と明記すること。
- (11) 公開前に、成果物（現物又はデータ）を豊田市博物館へ寄贈すること。
- (12) 突発的な事件、事故、緊急事態等が発生した場合は、直ちに博物館職員へ連絡し、職員の指示に従うこと。

#### （撮影の不許可）

第6条 施設管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、撮影を制限し、又は許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 豊田市暴力団排除条例（平成23年条例第30号）第7条に規定する暴力団の利益になると認めるとき。
- (3) 博物館の運営に支障を来すおそれがあると認めるとき。
- (4) 博物館の資料や設備等に悪影響を及ぼすと認めるとき。
- (5) 撮影者及びその関係者が、本要綱又は博物館職員の指示に反する行為を行うおそれがあると認めるとき。
- (6) その他施設管理上支障があると認めるとき。

#### （撮影の中止）

第7条 施設管理者は、撮影者が第5条に定められた事項に違反又は第6条に定められた事項に該当していることが判明した場合は、撮影許可の取消又は撮影の中止を命じることができる。

#### （損害賠償）

第8条 撮影者は、本要綱を履行しない、又は違反する行為により博物館に損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。

#### 附 則

この要綱は、令和7年12月1日より施行する。

別 表 1

豊田市博物館撮影種別等

撮影種別	撮影場所	撮影日・時間
<p>1 スチール撮影</p> <p>雑誌、新聞、Web掲載用画像 商品カタログ、商品広告等</p>	<p>屋外 イベント広場、むかしの家前庭等</p>	<p>休館日（月曜日、展示替え 休館期間中の平日） 午前9時30分～午後6時</p> <p>※機材等の搬出入時間含む。</p>
<p>2 映像／ムービー撮影</p> <p>ドラマ、CM、映画、ミュージックビデオ等</p>		<p>展覧会会期中の開館日 午前7時～午前9時45分</p> <p>※機材等の搬出入時間含む。</p>
<p>3 記念撮影等</p> <p>ウエディングフォト、成人式、卒業記念、集団撮影等の動画、静止画</p> <p>※長時間にわたる撮影 ※特別な衣装等を着用した撮影 ※集団撮影など</p>		



## 豊田市博物館 撮影に関する確認書

以下の事項について、すべて遵守します。（各項目の内容確認後、□を☑にして提出してください）

- 申請書の記載内容に変更はありません。（変更箇所は博物館了解済み。）
- 許可を受けた内容の範囲内で行うとともに、豊田市博物館職員の指示に従います。
- 撮影場所については、必要に応じて事前に養生し、撮影後は原状回復します。
- 万が一、撮影者の過失において、資料や施設等（庭を含む。）に傷や破損、変色、付着等が認められたときは、豊田市博物館職員の指示により、撮影者の責任と負担で原状回復します。
- 資料から離れた場所で撮影し、資料には触れません。
- 撮影に要する資機材や電源（バッテリー等）は撮影者が用意します。
- 来館者の迷惑（観覧や通行の妨げ等）にならないよう注意します。
- 定められた場所以外で飲食を行いません。
- 博物館の敷地内で喫煙を行いません。
- 自ら持ち込んだもの（ごみ等を含む。）はすべて持ち帰ります。
- 撮影に関して著作権等の法令上の問題が生じた場合は、すべての責任を負い、処理します。
- 成果物には、クレジットとして「撮影協力：豊田市博物館」と明記します。
- 公開前に、成果物（現物又はデータ）を豊田市博物館へ寄贈します。
- 撮影した画像を再度使用する場合は、報告及び再申請します。
- 突発的な事故、緊急事態等が発生した場合は、直ちに博物館へ連絡し、職員の指示に従います。

年 月 日

- 以上の項目及び豊田市博物館ロケーション撮影取扱要綱に記載の事項は、すべて遵守します。

申請者

- 【撮影日当日】
- ・通用口にて、警備員により撮影開始の確認を行います。（撮影腕章・入館札の貸与）
  - ・博物館担当者により撮影内容を確認します。（人数・撮影対象物・時間等）
  - ・必要に応じて、博物館担当者が立ち会います。
  - ・撮影終了時、博物館担当者又は警備員により終了確認を行います。
  - ・通用口にて退館手続きを行ってください。（撮影腕章・入館札の返却）

問合せ先/成果物送り先

〒471-0034 愛知県豊田市小坂本町5丁目80番地  
豊田市博物館 施設担当

Tel : 0565-85-0900 0565-32-6512 (直通) Fax : 0565-85-0902

E-mail : hakubutsukan@city.toyota.aichi.jp